

札幌市立屯田小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月20日改訂

はじめに

国立教育政策研究所『いじめの調査研究2016-2018』によると暴力を伴わないいじめについて小学校（4年生から6年生）のいじめの被害経験率は2016年以降より男子で40%前後。女子で45%前後。また加害経験率では男子で30%前後、女子で35%前後である。

また、暴力の伴ういじめについてのいじめの被害経験率は2016年以降より男子で25%前後。女子で15%前後。また加害経験率では男子で15%前後、女子で5%前後である。いじめ防止対策推進法の施行後、暴力の有無にかかわらずいじめについて多少の減少傾向がみられるものの決して予断は許される状況ではなく、いじめの認知件数自体は増加傾向にあることから危機感をもっていじめ防止に向かわなければならない状況である。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法の理念に基づき、児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるように、いじめのない学校づくりに全職員の連携と協働の意識をもって取り組んで行く決意である。

1 いじめ防止等の基本理念

国では、いじめ防止対策推進法（以下、「いじめ防止法」という。）第11条第1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめ防止等の基本理念を掲げている。

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの禁止（【参考】いじめ防止法第4条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

3 いじめの定義（【参考】いじめ防止法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◇ 一定の人的関係について ◇

学校の内外を問わず同じ学校・学級や塾やスポーツクラブ等当該児童がかかわっている他校の仲間や集団（グループ等）、当該児童との何らかの人間関係を指す。

◇ 物理的な影響について ◇

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にけんかのように見えることでも、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

4 具体的ないじめの様態

- ① 「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。いじめに対しては次のような基本姿勢で臨む。

5 いじめに対する基本姿勢

- ① いじめは、絶対に許されない。
- ② いじめは、見付けにくいものである。
- ③ いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。また、どの児童も、被害者にも加害者にもなりうる。
- ④ いじめは、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を自覚し、一体となって取り組むべき課題である。

6 いじめ防止等のための本校の取組

(1) 未然防止に努める

- ① 学校経営方針の柱の一つである「落ち着いた学校生活」の実現に向け、学年単位の学級経営を行い、担任一人一人の得意分野や多様なキャリアを合わせ子ども様子を複数で多面的に捉える。
- ② 学校安全計画に「いじめの防止」「命を大切にする指導」を位置づけ、体系的で計画的に取組を進める。
- ③ 各校務分掌が連携し、子どもの情報を複数で共有し、一人一人の児童理解に努める。
- ④ 「ありがとう」の気持ちをもった子どもを育てることに力を入れ、豊かな心の育成を目指す。
- ⑤ 屯田スタンダードの徹底と研修を通して授業改善を行い、子どもたちからやりがいを引き出し、学力面からの安定も目指す。
- ⑥ 特別な教科「道徳」等の様々な教育活動の中で、自分はもちろん他者も大切にする人間尊重の教育を推進していく。

(2) 早期発見に努める

- ① 「いじめは誰にでも起こりうる」という認識に立ち、児童一人一人の心の変化に気づくように努めるとともに、ふれあいの場面を充実させていく。
- ② 学びの支援部を中心に、職員間で児童の情報を収集し、共有しやすい仕組みをつくり、児童の変化を見取っていく。
- ③ 4月の教育相談で各ご家庭と子どもの様子を共有し、市教委実施のアンケート（11月）や学校独自の取組（7月・2月）の中で子どもの「いじめ」や「悩み」の早期発見に努める。

(3) 早期対応に努める

- ① いじめに関する情報に対し、複数の職員で対応策を検討したうえで、当事者及び見ていた児童などから聞き取りを行い、事実関係を正確に把握することに努める。
- ② 関係職員と情報を共有し、正確に事実を把握するように努める。
- ③ 担任が抱え込むこと無く、学年担任・学びの支援コーディネーターなどの複数の職員で関わり組織的な対応を行う。
- ④ 事実関係に基づき、いじめられた児童への支援、いじめた児童に対する指導を関係する職員と保護者との連携の中で行う。

(4) 再発防止に努める

- ① 当該児童に対してスクールカウンセラーや担任及び担任以外の教員との結びつきも強化し、児童の心情に寄添った関わりを行う。
- ② 児童本人や保護者の了解のもと、学年・学級指導を行い、よりよい集団作りの推進を図る。
- ③ いじめが収まっている状態であっても3か月間は追跡調査の対象とし、再発防止に努める。
- ④ 学校評価において、いじめの防止等の取組を適切に評価できるように、評価項目や評価指数等を設定する。

7 いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に関わる本校の組織

◎校内いじめ不登校対策委員会

【構成メンバー】

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・学びの支援コーディネーター・学年主任・養護教諭

【定例委員会】

月1回

【臨時委員会】

適時

【主な内容】

- ・児童理解と状況の共有に努め、必要に応じて対応を検討
- ・市教委実施のいじめアンケートの実施に関する事
- ・学校独自の取組の実施に関する事
- ・いじめや不登校の疑いに関する情報を収集し、共有、対応の検討
- ・学校評価等を基にしたいじめや不登校に関する取組の見直し

○各部の連携で落ち着いた学校生活を創造する○

研修部・・・授業改善を通し、学習することの楽しさや学力の向上を目指し、主に学力面から子どもたちの安定した学校生活を創造する。

デジタル部・・・クラウドブックやICTの活用を進め、子どもたちの様々な学びを支えることで、子どものストレスの低減と様々な対応の中であっても学びを止めない関わりを行うための環境づくりをする。

学びの支援部・・・児童情報の共有、進級時の引継ぎ等児童支援について必要な内容をつなげ、切れ目のない支援や指導を目指す。

学級活動部・・・集団生活のルールなどを定め、現状を把握し必要な指導を計画実施することで、規範意識の向上及び落ち着いた学校生活の実現を目指す。

児童活動部・・・子ども発信の様々な取組を行い、集団づくり、社会性の育成、思いやりのある友人関係づくりを目指す。

行事部・・・様々な行事を通して、集団への所属間や連帯感を深め、良好な人間関係づくりを目指す。

校内引継ぎ・卒業進学委員会・・・中学校や中等教育学校、義務教育学校への引継ぎの仕方を検討、確認し、切れ目のない児童情報の引継ぎを目指す。

○学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した時の対応○

【参考】いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する処置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

校内いじめ不登校対策委員会に置いて、必要と判断した場合には速やかに北警察署と連携をとり対応にあたる。北警察署との基本的な連絡調整については、主幹教諭（学びの支援コーディネーター）が当たる。